

鳥取県監査委員公告第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県議会議長から平成18年度に係る監査結果（平成19年鳥取県監査委員公告第6号）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成19年12月21日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺
鳥取県監査委員 井 上 耐 子
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
鳥取県監査委員 伊 藤 保
鳥取県監査委員 稲 田 寿 久

監査結果に基づき鳥取県議会議長が講じた措置

監査の結果	講じた措置
政務調査費について、旅費の二重支給、図書代金の二重計上等、収支報告書に誤りがあり、その修正報告が必要となった者は15名であり、そのうち6名分が過大に支出されていた。	<p>今年度の政務調査費の調査状況を踏まえ、出納簿や証拠書類との照合、確認を十分に行うよう事務局の調査体制の見直しを図ることとした。</p> <p>また、政務調査費の使途や手続等を体系化した指針（ガイドライン）について、今回の監査の指摘を踏まえた項目、留意点等を追記するとともに、改めてすべての議員に指針の遵守を周知徹底することとした。</p> <p>なお、指摘のあった事項に係る収支報告書の修正は、平成19年9月27日までに行われるとともに、収支報告書の修正に伴い新たに発生した残額については、同年10月22日までに全額返還された。</p> <p>政務調査費返還額 55,374円</p>